

財政指数の状況

実質収支比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実質収支(分子)	1,458,460	1,280,000	812,413	663,287	878,131
標準財政規模(分母) A	10,356,215	10,522,335	10,175,754	10,184,150	10,186,239
標準財政規模(分母) B	11,294,363	11,248,978	10,822,558	10,770,995	10,735,921
実質収支比率(分子/分母A)	14.1%	12.2%	8.0%	6.5%	8.6%
実質収支比率(分子/分母B)	12.9%	11.4%	7.5%	6.2%	8.2%

実質収支:普通会計歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度繰越財源

標準財政規模(A):標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税

標準財政規模(B):標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税 + 臨時財政対策債発行可能額 (H19年度より変更)

年度比較のため、A・Bとも数値を表示

標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する剰余金の比率をあらわす指数で、赤字が20%以上の場合は財政再建団体となります。

経常収支比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常経費充当一般財源(分子)	9,945,497	9,495,023	9,213,896	9,075,925	9,560,994
経常一般財源(分母)	11,756,832	11,048,623	11,151,298	10,758,185	10,780,561
経常収支比率(分子/分母)	84.6%	85.9%	82.6%	86.7%	88.7%

毎年、経常的に支出される経費に対して使われた地方税や交付税などの一般財源の額の比率をあらわす指数で、人件費や物件費、公債費、補助費など行政遂行上必要なものであり、この比率が高いと基盤整備などにつかわれる財源が不足し、地方債や基金の取崩など臨時的な財源にたよることになります。

公債費比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公債費充当一般財源等(分子)	1,930,041	1,861,290	1,653,315	1,549,847	1,249,611
標準税収入額等(分母)	10,880,030	10,810,509	10,342,392	10,182,246	10,058,414
公債費比率(分子/分母)	17.7%	17.2%	16.0%	15.2%	12.4%

財政構造の弾力性を判断する指数で、この比率が高いほど借金の返済が多い。実際の公債費の額から交付税の基準財政需要額公債費の額を控除して算出します。

分子 = 公債費充当一般財源等額(繰上償還額を除く) - 災害復旧等に係る基準財政需要額

分母 = 標準税収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 - 災害復旧等に係る基準財政需要額

住民1人あたり積立金現在高の算出基礎

(単位:円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度末積立金残高(分子):千円	3,468,278	3,740,312	4,219,553	4,183,850	4,583,748
年度末住基人口(分母)	37,519	37,266	36,939	36,441	36,074
1人あたり積立金(分子/分母)	92,441	100,368	114,230	114,812	127,065

公営事業会計を除く普通会計の積立金合計額のうち、貸付目的など運用基金を除いた額です。

住民1人あたり市債現在高の算出基礎

(単位:円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度末市債残高(分子):千円	17,480,645	16,903,432	16,103,595	15,605,393	14,655,163
年度末住基人口(分母)	37,519	37,266	36,939	36,441	36,074
1人あたり市債(分子/分母)	465,914	453,586	435,951	428,237	406,253

事業会計を除く

起債制限比率等の算出基礎

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公債費等(分子)	1,057,709	1,104,466	1,047,807	1,086,728	895,426
標財等(分母)	10,027,010	10,073,306	9,756,680	9,738,643	9,722,957
起債制限比率(分子/分母)	10.5486%	10.96429%	10.73938%	11.15893%	9.20940%
起債制限比率(3年平均)	10.2%	10.6%	10.8%	11.0%	10.4%
実質公債比率(3ヵ年)		14.8%	14.7%	15.1%	14.4%

起債制限比率:標準財政規模に占める市債の元利償還金に充てられた一般財源の割合をあらわす指数で14%以上になると公債費の適正化計画を策定しなければなりません。また、20%を越えると一定の地方債の借入が制限されます。

実質公債費比率:平成18年度から地方債制度が国の許可制から協議制に変わり、総務大臣の同意の基準となる指数で、起債制限比率に公債費に準じた債務負担の額や公営企業の元利償還金に一般会計から繰出した金額などを加えて算出します。この率が18%を越えると許可団体となります。

財政力指数の算出基礎

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基準財政収入額(分子)	4,432,990	4,781,361	4,471,932	4,732,091	4,623,291
基準財政需要額(分母)	7,709,907	7,710,178	7,518,713	7,437,053	7,430,048
財政力指数(分子/分母)	0.575	0.620	0.595	0.636	0.622
財政力指数(3ヵ年平均)	0.518	0.565	0.597	0.617	0.618

平成16年度から一本算定による財政力指数です

地方公共団体が標準的な水準の行政を行い、施設を維持するために必要な財源に対して、確保することが可能と見込まれる地方税等の一般財源の割合をあらわす指数で、1をこえるほど財源に余裕があるとされています。

健全化判断比率

(単位:%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実質赤字比率				(13.21)	(13.22)
連結実質赤字比率				(18.21)	(18.22)
実質公債費比率				15.1 (25.0)	14.4 (25.0)
将来負担比率				62.2 (350.0)	50.0 (350.0)

20年度は8/10現在の速報値

()内の数値は早期健全化基準

健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、平成19年度決算から、毎年度、健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになりました。

1) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率